

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和7年2月28日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第2号

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成28年茅ヶ崎市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第14号を次のように改める。

- (14) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）を養育する職員が、負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行い、又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

第30条第1項第15号中「負傷し、」の次に「若しくは」を加え、「第31条第1項第2号」を「次条第1項第2号」に、「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。